証券コード　9909
平成27年６月３日

株　主　各　位

神奈川県小田原市西大友205番地２
愛光電気株式会社
代表取締役社長　近　藤　　保

第56期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第56期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月17日（水曜日）午後５時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　　平成27年６月18日（木曜日）午前10時
２．場　　所　　神奈川県小田原市城内８番10号
　　報徳二宮神社　報徳会館
　　（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
３．会議の目的事項
報 告 事 項　　第56期（平成26年３月21日から平成27年３月20日まで）事業報告および計算書類報告の件
決 議 事 項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役１名選任の件
第４号議案　監査役２名選任の件
第５号議案　補欠監査役１名選任の件
第６号議案　退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
４．議決権の行使等についてのご案内
（次項【議決権の行使等についてのご案内】をご参照ください。）

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申しあげます。

【議決権の行使等についてのご案内】

(1) 代理人による議決権行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(2) 株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類を修正する場合の周知方法

株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.aiko-denki.co.jp/）に掲載させていただきます。

以上

（提供書面）

事　業　報　告

（平成26年３月21日から
平成27年３月20日まで）

１．会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府の金融政策や財政政策を背景として、企業の設備投資の増加や雇用環境の改善など、景気は緩やかな回復基調が続いているものの、円安による原材料価格の高騰や消費税率引き上げ等による個人消費の低迷などの影響により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

電設資材卸売業界におきましては、官公庁工事が増加し民間建設投資も持ち直しが見られる中、ＬＥＤ照明、太陽光発電システム等の省エネ関連商材に活況が見られ、消費税増税後も景気回復の期待感や先行きの好材料から設備投資需要に安定感は出てまいりました。しかしながら原材料価格や現場人件費の高騰により需要獲得の競争が激しく、収益環境は依然として厳しい状況です。

このような状況の中、当社においては４月に展示即売会「AIKOフェスタ2014」を実施いたしました。また消費税増税後における駆け込み需要の反動の影響も少なく、売上高、粗利高ともに好調に推移いたしました。

結果、当事業年度における売上高は11,573百万円（前年同期比7.0％増）となりました。

利益面につきましては、粗利高は好調に進捗したものの、貸倒引当金繰入額の計上もあり、販売費及び一般管理費の総額は1,747百万円（前年同期比8.0％増）となりました。これにより営業利益150百万円（前年同期比19.0％減）となり、経常利益154百万円（前年同期比19.4％減）、当期純利益は73百万円（前年同期比22.5％減）となりました。

販売実績

（単位：千円）

品目別	第55期（自 平成25年３月21日 至 平成26年３月20日）	第56期（自 平成26年３月21日 至 平成27年３月20日）
	金額	金額
照明器具類	2,543,128	2,788,666
電線・パイプ類	2,828,456	2,916,304
開閉器・盤・制御機器類	2,556,707	3,026,920
家電・住設・弱電機器類	1,700,797	1,621,568
その他	1,182,164	1,219,704
合計	10,811,255	11,573,165

（注）１．数量については、取扱い商品の種類、価格が多岐に亘るため記載を省略しております。
２．上記金額には消費税等は含まれておりません。

② 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は14百万円であり、その主なものは事務機器等の改修と、営業事務所倉庫の改修工事によるものであります。また、当事業年度中に重要な影響を及ぼす設備の売却、撤去等はありません。

③ 資金調達の状況

当事業年度は特記すべき資金調達はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

項　目	第 53 期 (平成24年３月期)	第 54 期 (平成25年３月期)	第55期 (平成26年３月期)	第56期 (当事業年度) (平成27年３月期)
売上高（千円）	10,249,600	9,887,735	10,811,255	11,573,165
経常利益（千円）	55,665	94,389	191,721	154,455
当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	4,232	△62,616	95,049	73,665
１株当たり当期純利益又は当期純損失（△）	0円97銭	△14円29銭	21円70銭	16円82銭
総資産（千円）	5,466,355	5,366,999	6,031,787	5,879,323
純資産（千円）	1,939,599	1,879,626	1,968,340	2,013,969

（注）１．１株当たり当期純利益又は当期純損失は期中平均株式数で算出表示しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

経営戦略を実現するため、次の目標を課題として設定し具体的な施策を実施致します。

① 当社は神奈川西部の小田原本社を中心に、神奈川県内と静岡県東部、東京都内に営業拠点を配している。東京都内に於いては、オリンピック・パラリンピック開催に伴う施設の新築や更新、駅前の再開発などが進行中であり、建設市場は活況が続くものと思われる。この機会を捉えて、得意先の新規開拓を推進し業容の拡大、発展を図る。そのための要員の配置や出店が課題である。神奈川県や静岡県に於いては新規開拓と既存得意先の占有率のアップに重点を置き、地域売上NO.１（ニッチトップ）を目指す。売上は市場規模と占有率（マーケットサイズ×シェア）に依存するため、経営環境に適した営業所運営に注力して、全営業所営業利益黒字化を達成することが会社の対処すべき課題である。

② 労働法改正の動きのなかで、雇用形態や働き方の多様化が求められる状況となっている。当社の人事戦略に有効な施策については速やかに対応していくことが経営課題である。

③　会社が求める人財像の指標を以下に示す。経営理念の実現を目指す人財の育成が課題である。

１．得意先のニーズに合ったものを提供できることがプロフェッショナルの条件である。そのためには専門的な知識や経験に加え、相手の立場に立った横断的な知識・経験の修得が必要である。これらの修得を通じてプロフェッショナルを目指す。

２．各人が形成する人脈や信頼関係、知識や経験の蓄積は会社の財産である。将来を見据えて、常に自分の頭で考えて仕事の『価値』を高めていくことが、結果として確実な利益貢献をもたらす。

④　平成27年２月に当社が加入している神奈川県電設厚生年金基金は、解散方針決議を行ったことを受け、当該基金の解散認可に至るまでのプロセスを注視し、基金解散後の当社退職給付制度全体を包括的に検討していくことが経営課題である。

(5) 主要な事業内容（平成27年３月20日現在）

当社は照明器具・電線等、電気機器電設資材を専門に取り扱う卸売業者であり、関東・静岡県東部を地盤とし、専業メーカーの商品を中心に電気工事・設備工事業者、法人企業（工場関連）を対象に販売を行っております。

(6) 主要な営業所（平成27年３月20日現在）

本社　：神奈川県小田原市西大友205番地２

営業所：小田原・横浜・横須賀・厚木・藤沢・平塚（以上神奈川県）
沼津・伊東・下田（以上静岡県）
品川・世田谷・狛江（以上東京都）

(7) 従業員の状況（平成27年３月20日現在）

従業員数	前期末比較増減	平均年齢	平均勤続年数
164名	△1名	39.7歳	16.0年

（注）　従業員数には、嘱託及びパートタイマー（７名）は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年３月20日現在）

借入先	借入残高
株式会社静岡銀行	750,000千円
株式会社商工組合中央金庫	500,000
株式会社横浜銀行	350,000
株式会社三井住友銀行	100,000
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	100,000

(9) その他企業の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の株式に関する事項（平成27年３月20日現在）

(1) 発行可能株式総数　12,000,000株

(2) 発行済株式の総数　4,411,000株

(3) 株主数　466名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
愛光電気共栄会	828,000株	18.9%
近藤保	355,300株	8.1%
東芝ライテック株式会社	264,000株	6.0%
河村電器産業株式会社	203,000株	4.6%
渡會孝一	168,000株	3.8%
近藤和子	160,100株	3.7%
光昭株式会社	152,000株	3.5%
愛光電気社員持株会	103,000株	2.4%
さがみ信用金庫	99,000株	2.3%
日東工業株式会社	94,000株	2.1%

（注）　持株比率は、発行済の普通株式の総数から自己株式（32,364株）を除いて計算しております。

3．新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4．会社役員の状況（平成27年３月20日現在）

(1) 取締役及び監査役の状況

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	近藤　保	
常務取締役	大関正一	管理部門統括
常務取締役	柏木良明	営業部門統括
取締役	神　嘉彦	総務人事部、社長特命事項
常勤監査役	小笠原　寛	
監査役	坪井佑一	
監査役	板倉　崇	

（注）１．監査役　坪井佑一氏、監査役　板倉　崇氏は社外監査役であります。
２．平成26年６月18日開催の第55回定時株主総会において、神　嘉彦氏が取締役に選任され就任いたしました。
３．当社は監査役　坪井佑一氏及び監査役　板倉　崇氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	4名 （－）	62,694千円 （－）
監査役 （うち社外監査役）	3名 （2名）	8,040千円 （2,240千円）
合計 （うち社外役員）	7名 （2名）	70,734千円 （2,240千円）

（注）１．当社に使用人兼務取締役の該当はありません。
２．取締役の報酬限度額は、平成18年６月16日開催の第47期定時株主総会において年額180,000千円以内と決議いただいております。
３．監査役の報酬限度額は、平成18年６月16日開催の第47期定時株主総会において年額14,400千円以内と決議いただいております。

４．上記の支給額には、以下のものが含まれております。
・役員賞与引当金の当期引当額5,110千円
（取締役４名分4,550千円、監査役３名分560千円（うち社外監査役２名分160千円））
・役員退職慰労引当金の当期引当額6,854千円
（取締役４名分6,094千円、監査役３名分760千円（うち社外監査役２名分160千円））

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

② 他の法人等の社外役員としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

	出席状況
監査役　坪井佑一	当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回、監査役会19回のうち18回に出席いたしました。取締役会および監査役会においては主に中立の立場から意見を述べるなど、議案審議等の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役　板倉　崇	当事業年度に開催された取締役会19回及び監査役会19回全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会においては主に中立の立場から意見を述べるなど、議案審議等の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要
当社と社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

５．会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000千円

（注）　当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

(4) 会計監査人が受けた業務停止の内容

該当事項はありません。

６．業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①　取締役を含む全従業員が法令、社内規程、その他名称の如何にかかわらず業務上定められた全ての規則類、当社で要求される標準的業務手順を遵守し、社会規範、企業倫理に基づき善良なる管理者としての注意義務を尽くして行動するため、そのとるべき行動の基準・規範を示したコンプライアンス規程を制定しております。

②　社長の諮問機関である常務会の下部機関としてコンプライアンス委員会を設置し、全ての役員及び従業員が公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制を確立しております。

③　当社は法令の遵守やリスクの予防を前提に、全部署を対象として業務の適正な運営、改善、効率の増進を図るため、内部監査室が新たな課題を検討した上で、必要に応じ社長許可のもと具体的な解決策を担当部門に指示し、その後の進捗管理を行うなど内部牽制機能の強化を図っております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①　取締役の職務執行に係る情報については、法令及び取締役会規程、常務会規程、職務権限規程、文書管理規程等の社内規則に基づき作成し、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理しております。なお、保存期間は法令その他別段の規定がある他は、文書管理規程の保存期間によるものとします。

②　法令または取引所適時開示規則に則り、必要な情報開示を行っております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①　当社は経営に重大な影響を及ぼす恐れのある事業リスクを的確に把握し、適切に認識・評価するために、リスク管理規程を定め、リスクの未然防止及び危機発生時の迅速な対応が可能となる体制整備に努めています。

②　社長の諮問機関である常務会へのリスク情報の集約と、業務執行の適切な遂行のため、リスク管理委員会を設置しており、主要リスクの把握、分析、評価を行い適宜報告を行います。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①　当社は、環境変化に対応した会社全体の将来ビジョンと目標を定めるため、中期経営計画及び単年度の経営計画を策定しております。経営計画を達成するため、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務の執行の効率化を図っております。

②　取締役会の下に、社長の諮問機関である常務会を設け、取締役会の議論を充実させるべく事前審議を行うと共に、取締役会から委譲された権限の範囲内で当社業務の執行及び施策の実施等について審議し、意思決定を行っております。

(5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当該事項はありません。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 現在、監査役の職務を補助すべき使用人は配置しておりませんが、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査役と協議の上、必要に応じて同使用人を置くこととしております。

② 同使用人の人事については、取締役と監査役が意見交換を行い決定しております。

③ 監査役が指定する補助すべき期間中は、任命された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役からの独立性を確保しております。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告します。

② 監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、必要に応じ常務会等の重要な会議に出席し、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧することで取締役または使用人にその説明を求められる体制を確保しております。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 当社の監査役の過半数は独立社外監査役とし、対外透明性を担保する体制としております。

② 内部監査担当部門は監査役との密接な連携を保つことにより、監査役の監査の実効性は確保されております。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力排除に向けた社会的責任及び、反社会的勢力による苦情・相談を装った圧力等からの企業防衛の重要性を十分認識し、反社会的勢力との関係遮断を重視した業務運営を行います。

(10) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、国が示した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を基本姿勢とし、反社会的勢力に対して屈することなく法律に則して対応すること、及び各関連規程の充実と周知徹底を図ります。

また、反社会的勢力への対応に際し、適切な助言や協力を得ることができるよう、平素より警察、弁護士、地域企業防衛対策協議会等との連携を図ります。

7．会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

注記：本事業報告中の記載の数字は、表示単位未満の端数を切り捨てております。ただし、百分率は小数点第２位を四捨五入しております。

貸借対照表

（平成27年３月20日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**4,934,462**	**流動負債**	**3,637,509**
現金及び預金	1,379,988	支払手形	313,650
受取手形	1,446,442	買掛金	882,049
売掛金	1,730,310	電子記録債務	287,076
商品	291,614	短期借入金	1,800,000
繰延税金資産	63,687	未払金	127,908
その他	70,951	未払費用	13,587
貸倒引当金	△48,533	未払法人税等	45,760
固定資産	**944,861**	未払消費税等	60,692
有形固定資産	**537,994**	賞与引当金	70,000
建物	176,108	役員賞与引当金	5,110
構築物	363	その他	31,673
機械装置	3,295	**固定負債**	**227,845**
車輌運搬具	0	退職給付引当金	152,452
工具器具備品	15,707	役員退職慰労引当金	75,392
土地	342,520	**負債合計**	**3,865,354**
無形固定資産	**27,129**	**純資産の部**	
ソフトウェア	19,804	**株主資本**	**1,989,164**
電話加入権	7,324	**資本金**	**611,650**
投資その他の資産	**379,737**	**資本剰余金**	**691,950**
投資有価証券	69,410	資本準備金	691,950
出資金	24,805	**利益剰余金**	**695,349**
敷金及び保証金	145,151	利益準備金	45,943
繰延税金資産	107,272	その他利益剰余金	649,405
その他	212,421	別途積立金	520,000
貸倒引当金	△179,323	繰越利益剰余金	129,405
		自己株式	**△9,784**
		評価・換算差額等	**24,805**
		その他有価証券評価差額金	**24,805**
資産合計	**5,879,323**	**純資産合計**	**2,013,969**
		負債純資産合計	**5,879,323**

損　益　計　算　書

（平成26年３月21日から
平成27年３月20日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**11,573,165**
売上原価		**9,674,477**
売上総利益		**1,898,687**
販売費及び一般管理費		1,747,810
営業利益		**150,877**
営業外収益		
受取利息及び配当金	4,278	
その他営業外収益	8,006	12,284
営業外費用		
支払利息	8,484	
その他営業外費用	222	8,706
経常利益		**154,455**
税引前当期純利益		**154,455**
法人税、住民税及び事業税		107,621
法人税等調整額		△26,831
当期純利益		**73,665**

株主資本等変動計算書

（平成26年３月21日から
平成27年３月20日まで）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
平成26年３月21日期首残高	611,650	691,950	691,950	45,943	460,000	150,775	656,718	△9,575	1,950,743
事業年度中の変動額									
剰余金の配当	－	－	－	－	－	△35,035	△35,035	－	△35,035
別途積立金の積立	－	－	－	－	60,000	△60,000	－	－	－
当期純利益	－	－	－	－	－	73,665	73,665	－	73,665
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	－	△209	△209
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	60,000	△21,369	38,630	△209	38,421
平成27年３月20日期末残高	611,650	691,950	691,950	45,943	520,000	129,405	695,349	△9,784	1,989,164

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成26年３月21日期首残高	17,597	17,597	1,968,340
事業年度中の変動額			
剰余金の配当	－	－	△35,035
別途積立金の積立	－	－	－
当期純利益	－	－	73,665
自己株式の取得	－	－	△209
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	7,207	7,207	7,207
事業年度中の変動額合計	7,207	7,207	45,628
平成27年３月20日期末残高	24,805	24,805	2,013,969

個別注記表

〔重要な会計方針に係る事項〕

1．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品……移動平均法に基づく原価法によっております。（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（ただし平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	３～65年
機械装置及び車輌運搬具	４～17年
工具器具部品	３～20年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……従業員の賞与の支給に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

役員賞与引当金……役員の賞与支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2．貸借対照表に関する注記
有形固定資産の減価償却累計額　922,052千円
なお、減価償却累計額には減損損失累計額21,024千円が含まれております。

3．株主資本等変動計算書に関する注記
(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数(株)	増加株式数（株）	減少株式数（株）	当事業年度末の株式数(株)
普通株式	4,411,000	－	－	4,411,000

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数(株)	増加株式数（株）	減少株式数（株）	当事業年度末の株式数(株)
普通株式	31,564	800	－	32,364

（注）自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項
① 配当金支払額等
平成26年６月18日開催の第55期定時株主総会決議による配当に関する事項
・配当金の総額　35,035千円
・１株当たり配当額　８円
・基準日　平成26年３月20日
・効力発生日　平成26年６月19日
② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの
平成27年６月18日開催の第56期定時株主総会において次のとおり付議いたします。
・配当金の総額　30,650千円
・配当の原資　利益剰余金
・１株当たり配当額　７円
・基準日　平成27年３月20日
・効力発生日　平成27年６月19日

4．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
退職給付引当金	54,273千円
役員退職慰労引当金	26,839千円
貸倒引当金	62,919千円
減損損失	39,715千円
減価償却超過額	4,740千円
未払事業税	9,426千円
未払社会保険料	8,549千円
未払賞与	9,961千円
賞与引当金	24,920千円
その他	626千円
繰延税金資産小計	241,971千円
評価性引当額	△57,299千円
繰延税金資産合計	184,672千円
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	13,712千円
繰延税金負債合計	13,712千円
繰延税金資産純額	170,960千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

(繰延税金資産)	
法定実効税率	38.00%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.54%
住民税均等割等	5.43%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	2.78%
評価性引当額の増加	1.81%
その他	△0.26%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	52.30%

(3) 法人税率の変更等による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年３月31日に公布され、平成26年４月１日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課せられないことになりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成27年３月21日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が4,293千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が同額増加しております。

(4) 決算日後の法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等が段階的に引き下げられることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.6%から、平成28年３月21日から開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.0%に、平成29年3月21日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.2%にそれぞれ変更となる見込みです。なお、変更後の法定実効税率を当事業年度末に適用した場合、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が11,265千円減少し、法人税等調整額が同額増加する見込みです。

５．リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

(2) オペレーティング・リース取引

未経過リース料

１年内	28,679千円
１年超	55,653千円
合計	84,332千円

6．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

資金運用については、投機的な投資は行わない方針であり、低リスクの金融商品に限定しております。また、設備投資計画及び毎月の資金繰りにあわせて、必要な資金を調達しております。なお、資金調達については銀行借入によって調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する取引先の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが３ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について各営業部門における担当責任者が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、保有状況の継続的な見直しを行っております。

ハ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、経理部において適時に資金繰り計画を作成し、検討管理しております。なお、各金融機関と良好な取引関係を維持し十分な資金調達枠を確保しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月20日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
① 現金及び預金	1,379,988	1,379,988	－
② 受取手形	1,446,442	1,446,442	－
③ 売掛金	1,730,310	1,730,310	－
④ 投資有価証券	69,410	69,410	－
資産計	4,626,151	4,626,151	－
① 支払手形	313,650	313,650	－
② 買掛金	882,049	882,049	－
③ 電子記録債務	287,076	287,076	－
④ 短期借入金	1,800,000	1,800,000	－
負債計	3,282,776	3,282,776	－

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資　産

①現金及び預金、②受取手形、③売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、投資信託は公表されている基準価格によっております。

負　債

①支払手形、②買掛金、③電子記録債務、④短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

7．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　459円95銭

(2) １株当たり当期純利益　16円82銭

8．退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職一時金制度、確定給付企業年金制度及び厚生年金基金制度を設けております。

なお、要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は次のとおりであります。

① 制度全体の積立状況に関する事項（平成26年３月31日現在）

年金資産の額	38,215,106千円
年金財政計算上の給付債務の額	42,840,243千円
差引額	△4,625,136千円

② 制度全体に占める当社の掛金拠出割合（自平成25年４月１日　至平成26年３月31日）

2.7％

③ 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の繰越不足金であります。

(2) 退職給付債務に関する事項（平成27年３月20日現在）

① 退職給付債務	△348,896千円
② 年金資産	196,443千円
③ 退職給付引当金	△152,452千円

（注）１．神奈川県電設厚生年金基金は、総合設立型基金であるため、上記に掲げる数値等については、基金に関するものを含んでおりません。なお、掛金拠出割合による当事業年度末における基金の年金資産に占める当社の持分相当額は1,123,058千円であります。

２．当社は、退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。

(3) 退職給付費用に関する事項（自平成26年３月21日至平成27年３月20日）

退職給付費用	56,189千円

（注）１．退職給付費用には総合設立型厚生年金基金制度における年金基金への拠出額39,982千円が含まれております。

２．当社は、退職給付費用の算定にあたり簡便法を採用しております。

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当社は、簡便法を採用しておりますので、基礎率等については記載しておりません。

9．賃貸等不動産に関する注記

賃貸不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

10．持分法損益等に関する注記

当社は関係会社を有していないため、該当事項はありません。

11．関連当事者との取引に関する注記

(1) 関連会社との取引

該当事項はありません。

(2) 親会社又は重要な関連会社に関する注記

① 親会社情報

該当事項はありません。

② 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

12．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年４月28日

愛光電気株式会社

取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　齊　藤　文　雄　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　柴　田　　剛　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、愛光電気株式会社の平成26年３月21日から平成27年３月20日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年３月21日から平成27年３月20日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年４月30日

愛光電気株式会社　監査役会

監　査　役（常勤）　小笠原　　寛 ㊞

監　査　役　　坪　井　佑　一 ㊞

監　査　役　　板　倉　　崇 ㊞

（注）　監査役坪井佑一及び板倉　崇は社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

期末配当につきましては、業績、当社を取り巻く経営環境、将来の事業展開に備えた内部留保、安定配当の維持等を総合的に勘案し行うこととしております。

当期の期末配当につきましては、計画数値を上回ったため、配当性向、内部留保など総合的に勘案すると共に、株主の皆様のご支援にお応えするため、１株当たりの期末配当金を、当初発表値の５円より２円増配し、普通配当７円とさせていただきたく存じます。

１．期末配当に関する事項

①　配当財産の種類
　　金銭といたします。

②　配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金７円といたしたいと存じます。
　　なお、この場合の配当総額は30,650,452円となります。

③　剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成27年６月19日といたしたいと存じます。

２．その他の剰余金の処分に関する事項
　　該当事項はありません。

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結できることになったことに伴い、取締役および監査役に有能な人材を招聘できるよう、業務執行取締役等でない取締役および監査役と責任限定契約を締結可能とする旨を変更案第30条（取締役の責任免除）および変更案第40条（監査役の責任免除）に定めるものであります。

なお、定款第30条第２項の変更に関しましては、監査役全員一致による監査役の同意を得ております。

２．変更の内容は次のとおりであります。

（変更箇所は、下線の部分であります。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（取締役の責任免除） 第30条　　（省　　略） ②　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。	（取締役の責任免除） 第30条　　（変更なし） ②　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。
（監査役の責任免除） 第40条　　（省　　略） ②　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。	（監査役の責任免除） 第40条　　（変更なし） ②　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第３号議案　取締役１名選任の件

経営の迅速化と透明性向上を目的としたコーポレートガバナンス強化の一環として社外取締役を選任し、取締役会による業務執行に対する監督機能の一層の強化を図るため、新たに取締役１名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 生年月日	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
ふじた　ひろし 藤田　博司 昭和44年10月１日生	平成11年10月　朝日監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）入社 平成17年７月　藤田公認会計士事務所開設（現職） 平成18年10月　東陽監査法人非常勤職員 平成21年５月　日之出監査法人設立　代表社員就任 平成24年12月　日之出監査法人退社	－

（注）１．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．社外取締役候補者に関する特記事項

① 藤田博司氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

② 藤田博司氏につきましては、長年培われた各分野において豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を、取締役会による業務執行に対する監督機能の強化に活かして戴きたいため社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、藤田博司氏は、過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として監査および会計に関する専門的知識を有するとともに、企業コンサルタントとしてコーポレート・ガバナンスやコンプライアンス体制の構築等の企業法務の実務に通じていることから、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

③ 藤田博司氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去２年間に受けていたこともありません。

④ 藤田博司氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。

⑤ 藤田博司氏は、過去５年間に当社または当社の特定関係事業者の業務執行者となったことはありません。

⑥ 当社は、社外取締役との間に、会社法第427条第１項の規定により損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、藤田博司氏が取締役に就任された場合には、当該責任限定契約を締結する予定であります。その内容の概要は次のとおりであります。

社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合、その限度額は、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額であります。

第４号議案　監査役２名選任の件

監査役坪井佑一および板倉　崇の両氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 生年月日	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
1	いたくら　たかし 板倉　崇 昭和25年12月６日生	昭和44年４月　小田原（現さがみ）信用金庫入庫 平成14年６月　蛍田支店長就任 平成19年10月　コンプライアンス統括部長就任 平成23年３月　同金庫退職 平成23年４月　同金庫嘱託再雇用 平成23年６月　当社監査役就任（現任）	－
2	※ わき　くにひろ 脇　国広 昭和24年５月26日生	昭和47年４月　小田原（現さがみ）信用金庫入庫 平成16年６月　総務部長就任 平成19年６月　理事就任　総務部長委嘱 平成22年６月　常務理事就任 平成24年６月　さがみサプライ㈱代表取締役就任 平成26年６月　さがみサプライ㈱代表取締役退任	－

（注）１．※印は、新任の監査役候補者であります。

２．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

３．社外監査役候補者に関する特記事項

①　候補者板倉　崇および脇　国広の両氏は、社外監査役候補者であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

②　板倉　崇および脇　国広の両氏につきましては、長年培われた各分野において豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を、当社監査体制の強化に活かして戴きたいため社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、板倉　崇氏は、過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、コンプライアンス体制の構築等の企業法務の実務に通じていることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

板倉　崇氏の監査役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって４年となります。

③　板倉　崇および脇　国広の両氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去２年間に受けていたこともありません。

④　板倉　崇および脇　国広の両氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。

⑤　板倉　崇および脇　国広の両氏は、過去５年間に当社または当社の特定関係事業者の業務執行者となったことはありません。

⑥　当社は、社外監査役との間に、会社法第427条第１項の規定により損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、板倉　崇氏とは当該責任限定契約を締結しております。板倉　崇氏の再任が承認された場合は同氏との当該契約を継続する予定であります。また、脇　国広氏が選任された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。その内容の概要は次のとおりであります。
社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合、その限度額は、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額であります。

第５号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏名 生年月日	略歴 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
つぼ　い　ゆう　いち 坪井佑一 昭和20年１月１日生	昭和42年３月　小田原（現さがみ）信用金庫入庫 平成13年６月　人事部長就任 平成15年11月　監査部審議役就任 平成17年３月　同金庫定年退職 平成19年６月　当社監査役就任（現任）	－

（注）　１．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．坪井佑一氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

３．坪井佑一氏は、過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、これまで金融・人事・監査に関する企業実務に携わってこられ、その豊富な知識・経験を、監査役に就任された場合に当社の監査体制に活かしていただけるものと判断し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

坪井佑一氏の監査役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって８年となります。

４．当社は、社外監査役との間に、会社法第427条第１項の規定により損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、坪井佑一氏とは当該責任限定契約を締結しております。坪井佑一氏が監査役に就任された場合には、当該責任限定契約を締結する予定であります。その内容の概要は、次のとおりであります。

社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合、その限度額は、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額であります。

第６号議案　退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって退任されます坪井佑一氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
坪　井　佑　一	平成19年６月　当社監査役就任（現任）

以　上

メ　　モ

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会　場　神奈川県小田原市城内８番10号
報徳二宮神社　報徳会館
電話　０４６５－２３－３２４６

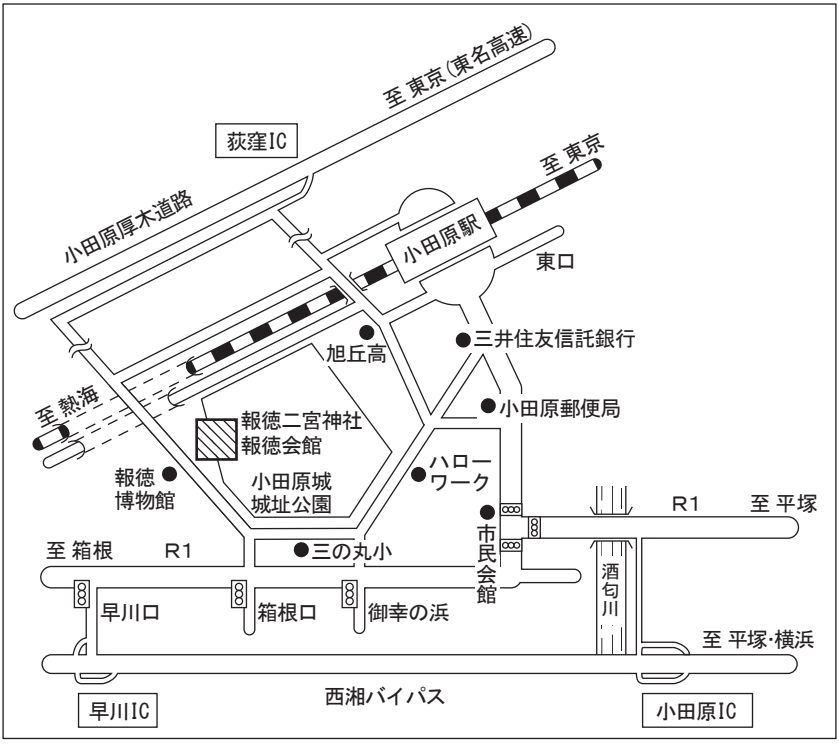

交通のご案内

ＪＲ線、小田急線：小田原駅東口より徒歩15分・タクシー３分
西湘バイパス小田原ＩＣより車で５分
小田原厚木道路荻窪ＩＣより車で５分